

様式第4号 (第5条関係)

政務活動費収支報告書

平成31年4月12日

盛岡市議会議長

天 沼 久 純 様

議員氏名

鈴木 礼子



盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項および第2項の規定により平成30年度の政務活動費の収入及び支出について別紙のとおり報告します。



別紙 (A4)

1 収支の状況

項目		金額	主な実施事業内容
収入	政務活動費 ①	600,000 円	
	調査研究費	70,530 円	先進地視察の実施
支出	研修費	9,000 円	平成30年度市政調査拠出金
	広報費	362,880 円	市民に対する市政報告として広報紙の発行
	広聴費	円	
	会議費	円	
	資料作成費	円	
	資料購入費	円	
	人件費	円	
	事務所費	157,590 円	事務所賃貸料7ヶ月分 157,590円
	支出合計 ②	600,000 円	
	差引残余 ①-②	0 円	

政務活動費出納簿

【平成30年度分】

(単位：円)

年月日	内容	収入額	支出額	政務活動費経費内訳									
				調査研究費	研修費	広報費	広聴費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費	
✓ H30.4.10	政務活動費交付金	300,000											
✓ H30.4.18	事務所家賃(4月分)		24,000										24,000
✓ H30.5.1	市政報告に係る広報印刷費(4月発行)		90,720			90,720							
✓ H31.5.18	事務所家賃(5月分)		24,000										24,000
✓ H31.6.19	事務所家賃(6月分)		24,000										24,000
✓ H30.7.27	市政報告に係る広報印刷費(7月発行)		90,720			90,720							
✓ H30.8.28	事務所家賃(8月分)		24,000										24,000
✓ H30.10.10	政務活動費交付金	300,000											
✓ H30.10.23	事務所家賃(10月分)		24,000										24,000
✓ H30.10.24	市政報告に係る広報印刷費(10月発行)		90,720			90,720							
✓ H30.11.12	会派視察の交通費及び宿泊料		70,530	70,530									
✓ H30.11.21	事務所家賃(10月分)		24,000										24,000
✓ H31.1.16	市政調査会拠出金		9,000		9,000								
✓ H31.1.31	市政報告に係る広報印刷費(1月発行)		90,720			90,720							
✓ H31.2.19	事務所家賃(2月分)		13,590										13,590
経費小計				70,530	9,000	362,880							157,590
合計額		600,000	600,000	差引残余额							0		

政務活動費支出簿

使途項目	調査研究費
------	-------

支出年月日	支出金額	摘要	備考
H30.11.12	70,530 円	会派視察(10・14~16) 会派視察の運賃及び旅費	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	70,530 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	調査研究費	支出日	H30.11.12
------	-------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	70,530	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	70,530	円

【支払概要】

【支出内訳 盛岡～京都・名古屋・小田原・渋川乗車券 (55,550円)
 宿泊費 名古屋 (8,280円) 渋川 (6,700円)

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 書 (お客様控) No 056198

鈴木礼子 殿

金額	百万	千	円
	0	70	530

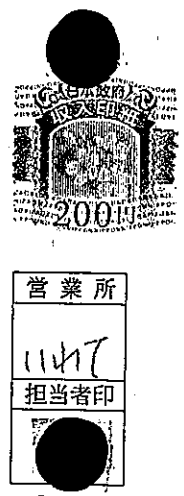
円也

但しJR券(盛岡～京都・名古屋・小田原・渋川)55550円
 1/4 名古屋11ホテル8280円
 1/5 ホテル11ホテル6700円 として
 上記の通り領収いたしました。

2019年11月12日

株式会社コープトラベル東北

- コープトラベルみやぎ 仙台市泉区旭丘2-22-2 TEL 022 (717) 5081
- コープトラベルいわて 盛岡市仙北3-6-20 TEL 019 (53) 2671
- コープトラベルせらび白石 白石市八幡町11-1 TEL 0224 (22) 5030
- コープトラベルやまがた 鶴岡市余慶町1-2-2 TEL 0235 (25) 0612



営業所
担当者印

*この用紙は再生紙を使用しています。

日本共産党盛岡市議団会派行政視察行程表

<枚方市, 小田原市, 渋川市>

【11月14日(水)】

盛岡駅 (8:01)	—	はやぶさ8号	—	(10:32)	東京駅
東京駅 (10:40)	—	のぞみ323号	—	(12:58)	京都駅
《昼食：車内で各自》					
京都駅 (13:12)	—	近鉄特急(京都-橿原神宮前)	—	(13:21)	近鉄丹波橋駅
近鉄丹波橋駅 (13:21)	—	徒歩180m	—	(13:25)	丹波橋駅
丹波橋駅 (13:33)	—	京阪本線特急・淀屋橋行	—	(13:52)	枚方市駅

枚方市 様視察(14:00~15:30) ○障がい児通学支援事業をはじめとする障がい児支援施策について

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 Tel.072-841-1528

* 駅から徒歩5分程度 * 向かって左側(別館建物) 花壇前にて待ち合わせ * 手土産不要

枚方市駅 (15:51)	—	京阪本線特急・出町柳行	—	(16:10)	丹波橋駅
丹波橋駅 (16:10)	—	徒歩180m	—	(16:15)	近鉄丹波橋駅
近鉄丹波橋駅 (16:27)	—	近鉄京都線急行・京都行	—	(16:36)	京都駅
京都駅 (16:56)	—	のぞみ36号	—	(17:31)	名古屋駅

<宿泊>名古屋リパティホテル

【11月15日(木)】

名古屋駅 (8:26)	—	ひかり508号	—	(8:45)	豊橋駅
豊橋駅 (9:02)	—	こだま636号	—	(10:39)	小田原駅
《昼食：小田原市内で各自》					
小田原駅 (13:00)	—	タクシー2.2km	—	(13:10)	小田原市役所

小田原市 様視察(13:15~15:15)

○生活保護行政について「生活保護行政のあり方検討会」からの提案を踏まえた改善状況について

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地 Tel.0465-33-1761

小田原市役所 (15:30)	—	タクシー2.2km	—	(15:40)	小田原駅
小田原駅 (15:42)	—	こだま656号	—	(16:16)	東京駅
東京駅 (16:32)	—	はくたか571号	—	(17:22)	高崎駅
高崎駅 (18:10)	—	JR吾妻線・大前行	—	(18:36)	渋川駅

<宿泊>ホテルルートイン渋川

【11月16日(金)】

ホテル (9:45)	—	議会公用車	—	(9:55)	渋川市役所
--------------	---	-------	---	----------	-------

渋川市 様視察(10:00~12:00) ○学校給食費の完全無料化について

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地 Tel.0279-22-2483

渋川市役所 (12:00)	—	議会公用車	—	(12:10)	渋川駅
-----------------	---	-------	---	-----------	-----

《昼食：渋川駅周辺で各自》

《以降時間変更の可能性あり》

渋川駅 (13:47)	—	特急草津2号	—	(14:59)	大宮駅
大宮駅 (15:46)	—	はやぶさ27号	—	(17:33)	盛岡駅

視察等概要書

議員氏名 鈴木礼子

会派名	日本共産党盛岡市議団
実施日	平成30年10月14日から 平成30年10月16日まで
参加者	庄子春治 鈴木礼子 高橋和夫 神部伸也 鈴木努 計5名
視察先および 調査項目	1 大阪府枚方市：障がい児通学支援事業をはじめとする障がい児支援施策について 2 神奈川県小田原市：生活保護行政について、「生活保護行政のあり方検討会」からの提案を踏まえた改善状況について 3 群馬県渋川市：学校給食の完全無償化について
視察の概要 および所感	<p>① 枚方市の障がい児通学支援事業は、ひとりで通学が困難で保護者の就労や疾病等で付き添いが困難な家庭の障がい児の送迎を、市が通学ガイドヘルパー（約100名）を養成し支援を実施（H24年10月開始）。この事業は総合支援法の「地域生活支援事業」の移動支援として位置づけたことが大いに参考になった。</p> <p>② 小田原市の生活保護行政は、10年にわたって生活保護担当職員が不適切な表記のジャンパーを着用し業務に従事した報道（H29年1月16日）を機に、「生活保護行政のあり方検討委員会」を立ち上げて全庁的課題と位置付けて検証と改善方策を行った。 ひらかれた生活保護行政に向けた改善策が提案され、生活保護利用者を含めたすべての人が人間らしい生活が保障され、ケースワーカーを含めたすべての人々がやりがいのある環境で働けることをめざし、生活保護が憲法上の権利であることを明確に位置付けた。</p> <p>③ 渋川市の学校給食完全無償化は、子育て支援施策の一環として切れ目のない総合的な少子化対策及び人口減少対策及び食育推進に寄与するとして市長主導で実施された。成果として、学校給食費の無償化も含めて種々の取り組みが連携し、若い世代の定住や人口増加につながっている。</p>
【添付資料】	

政務活動費支出簿

使途項目	研修費
------	-----


支出年月日	支出金額	摘要	備考
H31.1.16	9,000 円	平成30年度市政調査拠出金	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	9,000 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	H31. 1. 16
------	-----	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	9,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	9,000	円
【支払概要】		
平成30年度市政調査拠出金		

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 書	
鈴木礼子様	
一金 9,000円 也	
平成30年度市政調査会拠出金として、上記のとおり受領しました。	
平成31年1月16日	
盛岡市市政調査会 会長 菊田	




政務活動費支出簿

使途項目	広報費
------	-----

支出年月日	支出金額	摘要	備考
H30.5.1	90,720 円	市政報告に係る広報印刷費（4月発行）	
H30.7.27	90,720 円	市政報告に係る広報印刷費（7月発行）	
H30.10.24	90,720 円	市政報告に係る広報印刷費（10月発行）	
H31.1.31	90,720 円	市政報告に係る広報印刷費（1月発行）	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	362,880 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	平成30年5月1日
支出証拠書類の額面金額		90,720	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)			
政務活動費支出金額		90,720	円
<p>【支払概要】</p> <p>市政報告に係る広報印刷費 (4月発行) @6冊×14,000部+税=907,200円</p>			
領収書等添付欄		<input type="checkbox"/> 別紙に添付	

領収書		№ 010791	
鈴木 礼子 様		 収入印紙 200円	
790720*		内消費税等 6,720 円 金種 現金 小切手 振込 手形 相殺	
但 会報市議団ニュース No.325 印刷代として 上記の金額正に領収しました。		30年 5月 / 日	
 河北印刷株式会社 〒020-0015 盛岡市本町通2丁目8番7号 Tel. 019-623-4256		扱者印  ※扱者印なきものは無効といたします。	



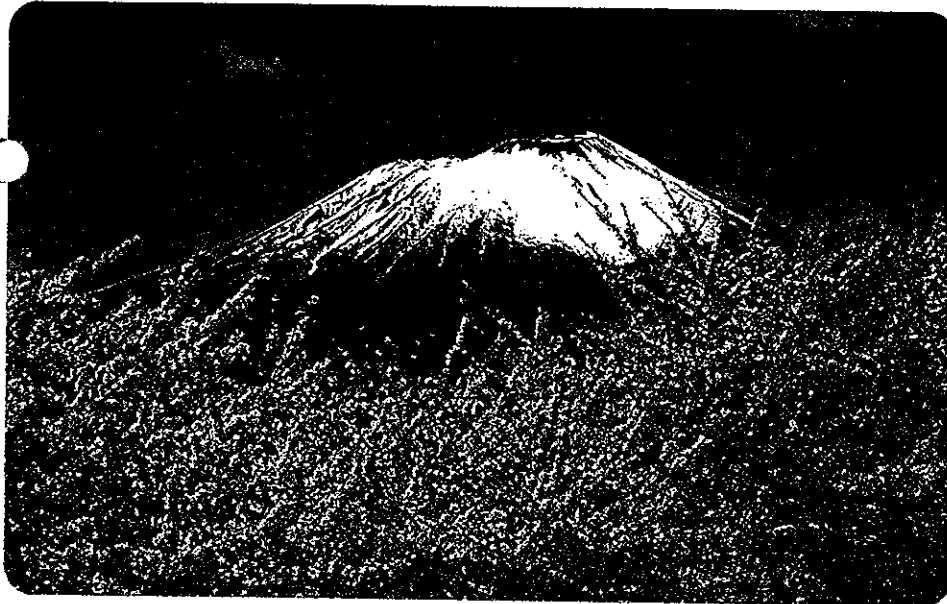
こんにちは

日本共産党
市議会議員

鈴木礼子です

すすきれいこ

医療費助成、中学校卒業まで拡大!



浜民から望む岩手山

中学生医療費助成へ約8千万円予算化

盛岡市は2018年度予算に、「中学生医療費給付事業」として7988万5千円を盛り込み、4月から医療費助成の対象を中学生まで拡大しました。県内では、「高校卒業まで」が17自治体と大きく拡大している中で盛岡市もようやく中学生まで助成対象を拡大しました。

市民運動と党市議団の論戦実る

この間、「中学校卒業まで窓口負担なしの医療費無料化を!」を掲げた署名など「岩手の会」「盛岡の会」の皆さんが取り組んできた市民運動が実を結びました。また、日本共産党盛岡市議団は、毎回の議会質問で取り上げて対象拡大を求めてきました。

「現物給付」の拡大を求める

盛岡市議会3月定例会の代表質問で庄子春治議員は、中学生までの医療費助成を評価しつつ、助成方法について、現在「就学前」までとなっている「現物給付」(※小中学生は「償還払い」)の拡大の見通しについて質問しました。

谷藤市長は「現物給付化は子育てで不安感の解消策として有効と認識している。引き続き県に早期実現を働きかけたい」と答えました。

※「償還払い」・・・医療費を医療機関の窓口でいったん支払い、助成分があとから返ってくる方式。

※「現物給付」・・・医療費助成分が、市から直接

医療機関に支払われる方式。盛岡市では外来の

約750円の負担で済むこととなります。

日本共産党
盛岡市議団
ニュース

2018年4月 NO.325-1

(発行)

日本共産党盛岡市議会議員団

内丸12-2 盛岡市議会控室

電話651-4111 内 2308

(連絡先) 鈴木礼子事務所

盛岡市東松園2-1-1

TEL:662-3993 FAX:662-3998

E-MAIL reiko2164@ybb.ne.jp

共産党市議団のホームページ

[http://homepage3.nifty.com](http://homepage3.nifty.com/jcp-morioka)

/jcp-morioka

※この広報紙は、政務活動費で作成しています。市政に関するご意見・ご要望を是非お寄せください。

子育て・介護の充実など市民が安心して暮らせる市政の実現を！ 無駄づかい、分別の後退・・・「ごみ処理広域化」は見直しを！

2018年3月定例会市議会（2月22日～3月27日）で日本共産党盛岡市議団は、庄子春治市議団長が代表質問に立つとともに、他の4人の議員も一般質問に立ちました。また、予算審査特別委員会でも、くらし・福祉を守り、要求実現のために、積極的な論戦を行いました。

子育て支援

待機児童解消は喫緊の課題 特に0歳児受け入れ拡大の強化を！

子育て支援の最重要課題である待機児童解消が急がれています。盛岡市は、平成29年度中に年間を通して待機児童をゼロにできていたが、計画が未達成となり、31年度まで計画を延期しました。

特に0歳児では、29年3月1日時点で、定数675人に対して入所申し込み数が1456人で、倍率が2.2倍にもなる深刻な実態です。しかし、31年度の計画は、不足する440人を民間保育園への詰め込みで解消しようとする実現不可能な計画で、とても容認できるものではありません。

市は、15年前から、全園民営化方針のもとで公立保育園での待機児童解消には全く消極的で、すでに8園が民営化されました。鈴木礼子議員は、花巻市で緊急対策として、公立で小規模保育園の設置を行った事例を示し、盛岡市として実効ある緊急対策を行うよう求めました。

子ども未来部長は、130年度以降、1～2歳児が定員に収まる見込みであり、その分を0歳児保育に配置換えしながら弾力化を進めると答えました。



国保・介護

国民健康保険税、介護保険料 基金の取り崩しなどで値上げ回避

平成30年度から、国民健康保険の運営主体が盛岡市から岩手県となるなど新制度へ移行し、また、介護保険は第7期計画がスタートするも、それぞれ保険料・料がどうなるか懸念されています。しかし、これまで日本共産党市議団が提案していた通り、基金の取り崩しなどで値上げしないことになりました。

国民健康保険の広域化に反対

国民健康保険は、保険料が高すぎることで深刻な問題になっていますが、新制度は、それを解決するどころか、さらなる負担増と徴収強化を推進する制度です。将来的には、

県内で保険税を統一することをめざすなど、さらなる負担増とならざるを得ないもので、党市議団は広域化に反対しました。

介護の「総合事業」は制度の見直しを！平成29年度から、要支援1・2の介護サービスが、介護保険からはずされ、市が実施する「総合事業」に移行しました。これにより、事業所の54%が赤字となり、35事業所が事業継続を断念したことが、共産党市議団の質問で明らかになりました。

党市議団は、制度全体の抜本的見直しを行うよう求めました。



提案実る！

●保育士確保のための補助金の交付要件見直し
民間保育所で、0～2歳児を前年度と比べて2人以上増やした場合、補助の対象でしたが、平成30年度からは、定員充足率に対する支給に変更になりました。

●病児・病後児保育所の新設
現在、市内に3カ所ありますが、新たに緑が丘地区に新設されます。

●「子ども未来基金」を増額
基金を活用した事業予算が4千万円に増額（29年度・約千百万円）され、『特別枠』で「子ども食堂」にも補助を行います。

●木質バイオマスの利用促進
アクシオンプランが策定されました。党市議団は、目標・計画の具体化、充実を求めました。

●学校施設整備
大規模改修が前倒しで実施されるとともに、小学校トイレの洋式化などの改修も進められます。

●35人学級が小5年に拡大
現在、小学校1～4年生と中学校全学年で実施している35人学級が、新年度から小学5年に拡大。

●学校図書館職員が1名増員
15名2校505年1名増員。

処理 ごみ広域化

使える炉を廃炉にする無駄づかい 分別の後退も、広域化は見直しを！

2月までに決めるとしていた「ごみ処理広域化」による新施設の設置場所は、先送りとなりました。

代表質問をはじめとした3月議会の論戦では、「広域化」の問題も改めて浮き彫りになりました。

▼使える焼却炉を廃炉にする無駄づかい、全国の例で換算すれば平成53～55年度まで使える可能性のある盛岡市クリーンセンターを、平成40年度で廃炉にする根拠についての質問には、「葛巻の施設が使えなくなることに合わせた」と答弁。盛岡市のクリーンセンターの稼働可能性や、現在大

規模改修中の盛岡・紫波地区環境施設組合の施設も、借金払いが終わらないうちに廃炉にすることについて全く検討されていないことが明らかになりました。

▼分別の後退も市が委託調査をしている収集計画では「盛岡市の例に統一」となっています。紫波地区と都南で実施している「生ごみ」収集は行わないという、分別の後退となることは明らかです。

「広域化」計画自体が現クリーンセンター建設の際に結んだ「分散立地を」という覚書に反しており、立ち止まって見直しすべきだと主張しました。

本災 日震 東大

みなし仮設の 被災者支援を！

東日本大震災被災者の仮設住宅への入居期間は、特別の場合を除き、平成30年度中に終了することになっています。

代表質問で庄子議員は、盛岡市で、民間アパートなどの「みなし仮設」入居者の状況と支援策について質問。

市長は「みなし仮設一律供与期間終了は、49世帯92人。県が設置した『いわて内陸避難支援センター』と、市の『もりおか復興支援センター』が密接に連携し、一人ひとりに寄り添った支援を行う」と答えました。



生活保護

保護費平均5%削減 77%の世帯が減額

国が平成30年度予算で、生活保護費を160億円削減し、生活扶助費を平均5%引き下げるとしています。

盛岡市の保護世帯への影響について、党市議団の質問に対して市は、「1月末時点での保護世帯3776世帯中、増額となる世帯786世帯、減額となる世帯2615世帯、試算困難で不明375世帯」(3月2日現在の試算結果)を明らかにしました。76.9%の世帯が「減額」を強いられるのです。党市議団は保護費削減の中止を国に求めるべきだと主張しました。

学校給食

選択制給食の大幅な見直しを！

中学校の選択制「ランチボックス」給食は、手をあげる業者がないため、平成29年度以降の対象校拡大が見送られています。また、実施している10校平均でも喫食率がわずか30.1%にとどまっています。

鈴木努議員は、「喫食率の状況からも、大幅な見直しを」と求めました。

教育部長は、「未実施校での早期提供を検討しているが、状況によっては他の実施方法も検討する」「31年度策定予定の第二次学校給食施設整備実施計画で方向性を示していく」と答えました。



道路の穴ぼこ修復に補正予算

盛岡市内では、2～3月にかけて道路に穴ぼこが4800カ所(3月23日現在)も発生するという深刻な状況となりました。市議会の最終日には、穴ぼこを補修する補正予算(3500万円)が計上されました。

共産党市議団は、補修した穴ぼこの隣に新たな穴ぼこが発生している状況などを示し、早急に万全な対策をとるよう求めました。

子どもの貧困対策の取り組み強化を！

党市議団が求めてきた就学援助の「クラブ活動費」の追加は、平成30年度も見送られました。

党市議団は、早急にも実施するよう求めるとともに、子どもの居場所づくり、子ども食堂、学習支援などに取り組む団体と学校をつなぐソーシャルワーカーを小学校にも配置するよう求めました。

「松園ゾーンバス」改善要望実る



1月22日、「松園ゾーンバスを考える会」が、市交通政策課、岩手県交通とゾーンバスの運行

改善で2回目の意見交換を行いました。

要望項目の一つ、南アパート回り営業所ターミナル線の何便かを団地循環の左・右コースに振り向ける件について県交通が乗降調査(11月13日～17日)を実施。結果を受けて具体化への意見交換となりました。

運行改善へ一歩前進

4月1日から、南アパート回り営業所ターミナル線松園バスターミナル発9:24分、15:30分、16:30分と松園営業所発7:45分、9:07分について、団地循環右回り松園バスターミナル発7:28分、9:07分に、団地循環左回り松園バスターミナル発9:24分、15:33分、16:33分へと改善・変更になりました。

これらの改善は、利用者からの苦情・要望の一部ではありますが、「考える会」が粘り強く関係機関に働きかけてきた成果です。

意見交換には鈴木議員が参加しました。

安心して住み続けられる交通政策を

公共交通が不便になったり、高齢化でマイカー運転ができなくなるなど「交通弱者」や「買物難民」と言われる状況が広がっています。誰もが住み続けられるまちづくりのためには地域交通のあり方が問われています。

市は、平成29・30年度の2カ年で地域公共交通網形成計画を策定予定です。

鈴木議員は、計画策定にあたって高齢化が進む松園団地では買い物や通院等の移動の保障と、公共交通が利用できない人たちのために移動手段の確保など住民参加で計画づくりを行うよう求めました。

市長は、買い物難民は松園地区の一部、猪去、太田地区、乙部地区などで課題があり、広く住民意見を反映させながら利用しやすい交通環境の構築に努めると答えました。



3月議会で一般質問



放課後の子ども居場所対策を急いで

全児童数(14,467人・29年5月時)を対象に行った放課後の居場所調査結果(下表)は、居場所を必要とする児童が7,876人で、少子化で児童数が減少しているのに、支援が届いていない実態が明らか

鈴木礼子議員は3月定例議会で「子育て支援事業、木質バイオマス利用促進、人口減少・高齢社会に立ち向かう地域交通政策について一般質問を行い、議案質疑ではごみ処理広域化問題を取り上げました。

になりました。

特に、1年から3年までの低学年の児童361人が放課後自宅一人でいるとの深刻な回答です。

27年度に「子ども・子育て支援制度」がスタートし居場所を必要とする全ての児童への対策が求められています。市の対応は現状維持で遅れたままです。

鈴木議員は ①待機児童

解消のための緊急対策 ②

学童クラブの保育料負担が

困難な世帯への軽減措置

③児童センターの開設時間

が保護者の勤務時間と合わず利用が困難な施設への時間延長を求めました。

志賀子ども未来部長は、低学年の放課後対策は喫緊の課題であり、児童センター



(おひさまキッチンの一日)

の未設置地区や学童クラブが不足する地区への計画的な整備を行う。児童センターの開設時間延長は、冬期間の期間限定で検討すると答えました。

放課後児童の居場所調査 (29年5月1日)

一人で自宅にいる児童	1647人	20.9%
子ども達だけで自宅にいる児童	1767人	22.4%
その他(自宅近くの親戚)	456人	5.7%
児童館・センター利用児童	2343人	29.8%
学童クラブ利用児童	1240人	15.7%
その他(塾等習い事で毎日通う)	414人	5.2%
合計	7867人	

様式第7号

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	平成30年7月27日
------	-----	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	90,720	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	90,720	円

【支払概要】

市政報告に係る広報印刷費 (6月発行)
 @6円×14,000部 + 税 = 90,720円

領収書等添付欄 別紙に添付

領収書

No 010943

鈴木礼子 様



KANOKU

¥90720*

内消費税等 6720円

金種 現金 小切手 振込 手形 相殺

但盛岡市議会ニュースNo.326印刷代として
 上記の金額正に領収しました。

30年7月27日

河北印刷株式会社

〒020-0015 盛岡市本町通2丁目8番7号 Tel. 019-623-4256



※扱者印なきものは無効といたします。

お客様コードNo. [REDACTED]

納品書

No. 300714

30年7月21日

河北印刷株式会社
 代表取締役社長 菊池
 盛岡市本町通2
 TEL 019-623-4256 FAX 019-623-0976

鈴木 礼子 様

担当: [REDACTED]

下記の通り納品致しましたのでご査収ください。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
(0043)	盛岡市議団ニュース No.326	14,000	部	6.00	84,000	
				消費税等	6,720	課税対象額 84,000
				合計	¥90,720	

摘要:

--	--

お客様コードNo. [REDACTED]

請求書

No. 300714

30年7月21日

河北印刷株式会社
 代表取締役社長 菊池
 盛岡市本町通2
 TEL 019-623-4256 FAX 019-623-0976

鈴木 礼子 様

担当: [REDACTED]

下記の通りご請求申し上げます。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
(0043)	盛岡市議団ニュース No.326	14,000	部			
				合計		

摘要:

--	--

振込先 岩手/本店(普)0628024
 北日本/本店(当)2038821

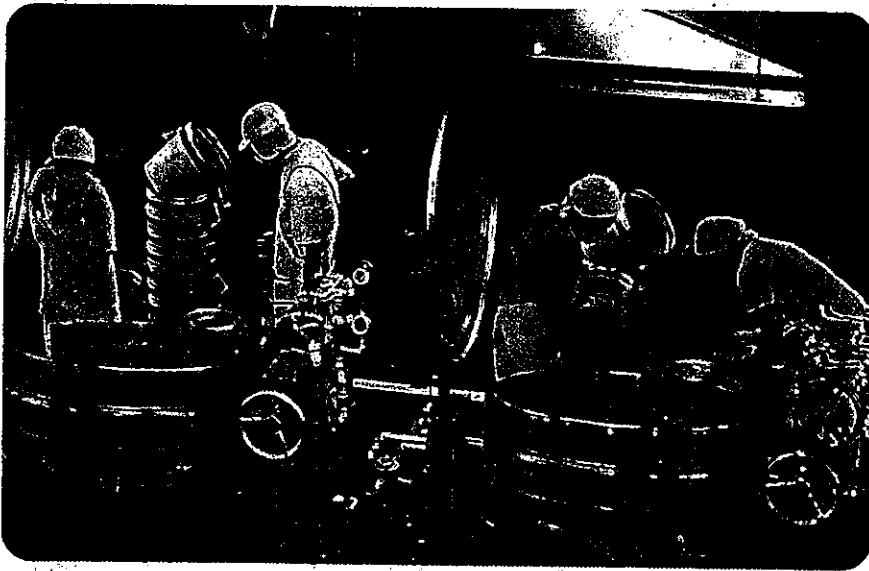
こんにちは

日本共産党
市議会議員

鈴木礼子です

すずきれいこ

すべての中学校で美味しくあったかい給食を！



旧盛岡市内の中学校でも「完全給食」を！

全会一致で「格差是正求める決議

6月定例会最終日に、「盛岡市の中学校給食の格差是正を求める決議」が全会一致で採択されました。市内中学校23校のうち、完全給食9校、選択制給食11校、ミルク給食3校と格差が生じており、「盛岡市に暮らす中学生全てに栄養バランスのとれた完全給食を提供すべき」と求めています。

文字通りの「完全給食」実施を！

庄子春治議員は、「ランチボックス給食」が、予定していた3校（北陵中、仙北中、大宮中）で実施が見込めず、喫食率が平均で29・7%、最も低い学校で18・2%まで落ち込むなど二重の行き詰まりとなっていると指摘し、文字通りの「完全給食」への切り替えをすぐに検討するよう求めました。

教育長は、「ランチボックスは、国の調査では、利用者が半数を超える場合は『完全給食』に分類されている。今後については、現在の選択制給食方式のほか、全員喫食による方式も含め、実施方法を検討したい」と答えました。

学校給食は食における支援としても重要

共産党市議団は、学校給食が、バランスの取れた豊かな食事を学ぶという点に加え、家庭環境などで朝食が取れない子どもへの支援としても重要と指摘。「経費削減」優先ではなく、小学校給食の自校方式の継続と中学校の完全給食の実施に直ちに取り組みよう求めました。

日本共産党 盛岡市議団 ニュース

2018年8月 NO.326-1

(発行)
日本共産党盛岡市議会議員団
内丸12-2 盛岡市議会控室
電話651-4111 内 2308
(連絡先) 鈴木礼子事務所
盛岡市東松園2-1-1
TEL:662-3993 FAX:662-3998
E-Mail reiko2164@ybb.ne.jp

共産党市議団のホームページ
<http://homepage3.nifty.com/jcp-morioka>

※この広報紙は、政務活動費で作成しています。市政に関するご意見・ご要望を是非お寄せください。

誰もが安心して暮らせるよう支援制度の充実を！ 初めに「500tの焼却炉ありき」のごみ処理広域化は見直しを！

6月市議会定例会が、6月8日～27日まで開かれました。日本共産党市議団は、子育て支援の問題をはじめ、支援制度の改善・充実など積極的に求めて頑張りました。その中で、いくつかの前進的な回答が得られました。また、ごみ処理問題など、市政課題の問題点も改めて浮き彫りにしました。

学童保育

ひとり親世帯・困窮世帯へ保育料軽減を！ 子ども未来部長・早い時期に対応する

放課後児童クラブ（学童保育）は、制度改正により公の責任が

明確化され、国の基準に従って市条例で設置基準が定められました。支援員（有資格者）の配置は、原則2名以上とされてきましたが、国は、人材確保が難しいことを理由に、配置基準を緩和しようとしています。

鈴木礼子議員は、「これまでの基準は、学童保育の量の確保と質の向上を明記したもので、基準緩和は認めるべきでない」と厳しく指摘し、市の対応を質しました。

子ども未来部長は、広く関係者の意見を聞いて適切に対応すると答えました。

また、鈴木礼子議員は、盛岡市学童保育連絡協議会が市に要望した ①ひとり親世帯や困窮世帯への保育料の軽減支援 ②

設置基準に満たない学童保育施設の修繕・移転費用の支援—などについて、市の対応を求めました。

子ども未来部長

は、「保育料軽減は、中核市長会として国に提言している。市も可能な限り早い時期に対応する」と答えました。

と答えました。



市民団体と懇談する党市議団

支援制度

生活困窮者等への日常的な家計相談支援の実施を！ 「日常生活自立支援」は職員体制の充実を！

生活保護制度について、鈴木努議員は、今年の10月から「生活扶助費」が、最大で5%引き下げられる問題を指摘し、「憲法25条の考えに立ち返った制度にするべき」と求めました。

また、鈴木努議員は、お金の管理が苦手な方や生活保護受給者に対する日常的な家計相談事業の実施を求めました。

保健福祉部長は、「高齢者等の相談が増加しており新たな体制づくりが必要と認識している」「生活困窮者支援の実効性を高めるために、どのような取り組みが可能か検討する必要がある」と答えました。

保健福祉部長は、「市として県と相談していく」と答え、改善を図ることを表明しました。



「日常生活自立支援」事業は、高齢者や障がい者が地域で安心して生活が送れるよう支援する事業で、市が社会福祉協議会に委託しています。

鈴木努議員は、平成29年度で、新規利用32人を含む198人の利用に対し、職員5名で、適正の「一人当り35人」を超えている実態を指摘し、職員体制の充実を求めました。

就学援助の改善を！

神部伸也議員は、就学援助制度の改善を求めました。

●今年から入学前支給に改善された「新入学児童生徒学用品費」について、さらに前倒しを！と質問。

教育長は「平成31年度に当たっては、周知方法や申請時期について検討し、より早期の支給となるよう取り組みたい」と答えました。

●「修学旅行費」が清算払いとなっているため、修学旅行をあきらめた児童生徒がいはいか質問。

教育部長は「過去3年分を調べたところ、28年度に中学校で1件あった。原則清算払いだが、支払いが困難な場合は、実施前に概算額を支給できる。今後、このような事案が生じないよう取り組み」と答えました。

●「クラブ活動費」の導入と「PTA会費・生徒会費」を含む小学生への拡大の見直しを質問。

教育部長は、「クラブ活動費の支給に向けて所属するクラブごとの活動に要する額について調査を行っている。30年度の早い時期に

支給基準をまとめた。小学校にも、順次拡大するよう取り組みたい」と答え、



**ごみ処理
広域化**

**初めに500tの焼却炉ありき
分別収集、資源ごみへの方針もなし**

共産党市議団は、この間、ごみ処理広域化の問題点の一つとして、「1日500トンの焼却施設ありきで、ごみ減量・資源化への計画に逆行すること、指摘してきました。

これに対して、市は、「広域化によってごみ減量は進む」「管内で最も進んだ分別収集に合わせる」などと議会でも答弁してきました。この度、盛岡広域8市町の「協議会」が策定した「循環型社会形成推進地域計画」でその答えは出たのか・・・6月議会で庄子春治議員が質しました。

庄子議員が「地域計画」の内容を質問。環境部長は、①「計画の期間は、平成35年

度まで ②ごみ減量目標は7%。リサイクル率は平成28年度17・7%を35年度で18・1%にする ③分別方法は、当面は既存体制を維持し、「将来的に統一を検討する」としている。④燃やすごみ以外の「資源ごみ」の処理や最終処分については、「既存施設を活用しながら、集約化等による最適な方法を検討したい」などと答弁。

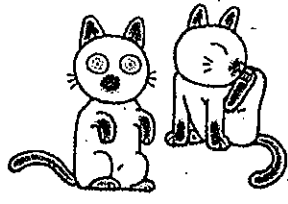
市等の計画では、平成41年度から、新施設でのごみ処理が始まるとしています。その時点で分別や資源化がどうなるか全く不明なまま、「初めに500tの焼却施設ありき」が浮き彫りになりました。

動物愛護

**身近な場所に
動物愛護センター設置を！**

鈴木努議員は、動物愛護センターの設置場所について、市民から身近に感じられる施設として、街中に動物愛護センターが設置されている京都市の例を紹介しながら岩山公園以外の場所についても検討するよう求めました。

保健福祉部長は、「基本構想の中で、犬の鳴き声による騒音苦情への配慮や感染症対策への十分な措置を第一とし、他に県民から分かりやすく親しみのある場所、交通アクセスのよい場所などを想定される要件としている」とのべることになりました。



**市立小中8校のブロック塀等
建築基準法等に「不適合」**

6月18日に発生した大阪北部地震で、高槻市の小学校プールのブロック塀が倒壊し、女子児童が犠牲になりました。これを受けて国は全国の自治体に通知し、盛岡市でも点検が実施されました。

市内の小学校42校、中学校23校、幼稚園4園、市立高校1校を調査した結果、小中学校8校に設置されていた『ブロック塀等』が建築基準法の現行基準に適合していないことが確認されました(下記参照。盛岡市教育委員会は7月2日に公表)。今後の対応として、7月中に該当8校について当面の危険回避措置を実施しつつ、点検結果に基づき、対応方針を検討するとしています。

共産党市議団は、最終本会議の会派意見で、危険箇所ブロック塀等の早期修繕とともに、学校施設等の非構造部材の耐震化の早期実施を求めました。

盛岡市立8校のブロック塀等の調査結果

学校名	対象箇所	箇所数	主な指摘事項
仁王小	ブロック塀	1	一部にひび
山岸小	ブロック塀	1	控え壁なし
	石積(校門)	2	高さ超過
仙北小	ブロック塀	8	ひび、傾き
厨川小	ブロック塀※1	1	ひび
北厨川小	石積(校門)	4	高さ超過
下橋中	ブロック塀	6	高さ超過、控え壁なし、ひび
	石積(校門)	4	
河南中	ブロック塀※2	1	ひび
	レンガ積※1	1	高さ超過
飯岡中	石積(校門)	2	高さ超過

※1 記念碑、※2 記念碑跡

農業振興

**休耕田を活用して
薬草・漆栽培を！**

高橋和夫議員は、休耕田を活用して、薬草栽培で所得向上を図り、漆栽培で文化の向上と所得向上を図ることを提案しました。

農林部長は、薬草栽培について、「(製薬会社との関係で)新規参入や個人の生産、販売は課題が多いと伺っているが、可能性を研究したい」と答え、漆栽培については、「栽培拡大は、伝統文化の維持継承に資するとともに、休耕田等の解消、生産者の所得向上につながる可能性があると考えられることから、関係部署と連携しながら調査・研究したい」と答えました。

6月議会で
一般質問



鈴木礼子議員は6月定例議会で、乳幼児総合審査（もりつと健診）、障がい者への介護保険優先原則の課題、公民館の利用、松園児童センター移転などで一般質問を行い、議案質疑では放課後児童クラブについて取り上げました。

乳幼児総合審査の充実を

乳幼児総合審査は、1983年（S58）に0歳から就学前の乳幼児を対象に、障がいの早期発見と早期療育を目的に実施され、当時全国的にも盛岡方式として注目されました。

35年の実践で受診した乳幼児は4618人にも及び

早期療育につなげるなど子どもたちの発達支援に大きな役割を担ってきました。

今日、療育が必要な子どもが増え、マンパワー不足や親子教室・専門療育機関の定員オーバー等々課題が指摘されています。

鈴木議員は、精神発達専門員の増員（正採用）や予算の増額を図り事業の拡充

を求めました。

市長は、総合審査事業は子育て家庭の安心感の醸成に寄与してきた。専門スタッフの確保、処遇改善に努めると答えました。

放課後デイサービス報酬改定による影響

市内には32カ所の放課後児童デイサービスがあり、

障がいのある児童の放課後の生活保障と療育支援を担っています。

厚労省は、今年度、障がいの程度で報酬に格差をつける改定を行った結果、2割の施設が廃止の危機にあるとのこと。

鈴木議員は、市内にあるこれら施設への影響と対策について質しました。

子ども未来部長は、影響は把握していない。6月中旬から調査を行うと答えました。



中央公民館休館にともなう対応策は

中央公民館は、大規模改修で今年度4月から2年間の休館となり、社会教育関係団体やサークル活動に支障をきたしています。

鈴木議員は、緊急事態でもあり、他公民館の使用にあたっては利用者への便宜を図るべきと質しました。

教育部長は、公民館は午前・午後・夜間の区画貸しだが、柔軟な対応について検討すると答えました。

松園児童センター移転は住民参加で



市教委は、松園小学校の大規模改修に合わせ、松園児童センターの移転について31年度に基本計画を策定する予定です。

現松園児童センターは、老人福祉センターとの併設で、敷地、施設全体が狭く駐車場にも事欠く状況で移転は歓迎するものです。

しかし、松園小学校には空き教室を活用した松園学童保育なかよしクラブが運営設置されています。児童センター移転ではこれら学童保育との連携など具体的な対応について質しました。

教育部長は、学童保育クラブとの連携は関係者と協議する。基本構想の策定は、児童センターの利用保護者、母親クラブ、地域福祉推進会等の意見を聞き進めると答えました。

東松園小学校の存廃は丁寧な説明を

東松園小学校は、将来的に全学年が単学級（1学年1学級）と想定され、37年度までに「適正規模の配置を検討する」学校に指定されています。

鈴木議員は、全市的に「適正規模の配置を検討する」とした学区は、学校がなくなるかもしれないとの問題が突き付けられており、丁寧な説明があってしかるべきと質しました。

教育長は、東松園小学校は37年度まで学校・保護者、地域の方に説明を行うと答えるのみで地域住民の疑問に寄りそう内容ではありませんでした。

松園小学校トイレ洋式化実現

市立小中学校トイレの洋式化率は29年度4月時点で27・5%で、国の43・3%、県の40・3%と比べても整備が大きく立ち遅れています。

鈴木議員は、洋式化への早期実現をを求めてきましたが、29年度の補正予算で松園、中野、本宮、月が丘各小学校のトイレの整備費が予算化（1億3千9百万円）されました。

松園小学校は、3カ年計画で整備を進め、30年度は11月～31年2月まで北側校舎部分のトイレを、31年度以降は南側校舎、続いて中央校舎のトイレ整備を進める計画です。

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	平成30年10月24日
支出証拠書類の額面金額		90,720	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)			
政務活動費支出金額		90,720	円
<p>【支払概要】</p> <p>市政報告に係る広報印刷費 (9月発行) @6円×14,000部+税=90720円</p>			
領収書等添付欄		<input type="checkbox"/> 別紙に添付	

領収書

No 011053

鈴木 礼子 様



KAHOKU

¥ 90720 *

内消費税等 6,720 円

但 盛岡市議団ニュース No.327 印刷代として
 上記の金額正に領収しました。

現金	小切手	振込	手形	相殺
----	-----	----	----	----

30年10月24日

河北印刷株式会社
 〒020-0015 盛岡市本町通2丁目8番7号 Tel. 019-623-4256

扱者印

※扱者印なきものは無効といたします。

お客様コードNo. [REDACTED]

納品書

No. 301059

30年10月22日

河北印刷株式会社
 代表取締役社長 菊
 盛岡市本町通
 TEL 019-623-4256 FAX 019-623-8976

鈴木 礼子 様

担当: [REDACTED]

下記の通り納品致しましたのでご査収ください。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
(0043)	盛岡市議団ニュース No.327	14,000	部	6.00	84,000	
				消費税等	6,720	課税対象額 84,000

摘要:

--	--

合計	¥90,720
-----------	---------

お客様コードNo. [REDACTED]

請求書

No. 301059

30年10月22日

河北印刷株式会社
 代表取締役社長 菊
 盛岡市本町通2
 TEL 019-623-4256 FAX 019-623-8976

鈴木 礼子 様

担当: [REDACTED]

下記の通りご請求申し上げます。


品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
(0043)	盛岡市議団ニュース No.327	14,000	部	6.00	84,000	
				消費税等	6,720	課税対象額 84,000

摘要:

--	--

合計	¥90,720
-----------	---------

振込先 岩手/本店(普)0628024
 北日本/本店(当)2038821



こんにちは

日本共産党
市議会議員

鈴木礼子です

すずきれいこ

保育所待機児童の解消に向けて一歩前進!



「啄木記念館前の啄木像」～9月議会では、啄木終焉の地・文京区との友好都市提携が議決されました。協定は、来年2月20日に締結予定です。

補正予算で「緊急プロジェクト」

盛岡市は、平成31年度末までに年間を通じた保育所待機児ゼロを目指していますが、子どもが見込みよりも増加していることから「待機児童対策緊急プロジェクト」を打ち出しました。

9月議会には、民間の有休物件等を活用した小規模保育所の新設と、保育士確保のための「宿舎借上げ支援事業」の補正予算が提案されました。

日本共産党
盛岡市議団
ニュース
2018年10月 NO.327-1

(発行)
日本共産党盛岡市議会議員団
内丸12-2 盛岡市議会控室
電話651-4111 内 2308
(連絡先) 鈴木礼子事務所
盛岡市東松園2-1-1
TEL:662-3993 FAX:662-3998
E-Mail reiko2164@ybbi.ne.jp

共産党市議団のホームページ
<http://homepage3.nifty.com/jcp-morioka>

**小規模保育所6〜7カ所を開設
保育士採用から5年間、家賃を補助**

小規模保育所は、空き施設や都市公園等を活用し、2019年度までに0〜2歳児の定員150人分を増やす計画です。9月補正予算では、盛南・都南地域で2か所分が計上されました。

「宿舎借上げ支援事業」では、採用から5年間、保育士の家賃を最高5万5千円補助する予算が104人分計上されました。

**日本共産党市議団の提案実る!
公立でも0歳児の受入れ拡大を!**

今年の3月議会で共産党市議団は、「民間保育所への詰め込みでは限界がある」と指摘し、市の責任で小規模保育所を開設するよう提案。また、「宿舎借上げ支援事業」についても、市が取り組みを進めながら突如中止した問題を指摘し、補正予算で早急に実施するよう求めました。この提案が実現しました。

9月議会では、公立保育所でも0歳児受け入れのための施設整備を実施するとともに、全園民営化方針は見直すよう求めました。

※この広報紙は、政務活動費で作成しています。市政に関するご意見・ご要望を是非お寄せください。

安心して暮らせる盛岡市政の実現を！ ごみ処理広域化計画は撤回・見直しを！

9月市議会
の報告

盛岡市議会9月定例会が、9月3日から28日まで行われました。日本共産党市議団は、5人全員が一般質問に立つとともに、決算審査等でも、市民生活を守る立場で積極的に論戦しました。また、党市議団がこの間提案してきた課題もいくつか前進しました。

子育て支援

子どもの医療費助成の現物給付化に続き
学校給食費の無償化を！

この間、共産党市議団が求めてきた子どもの医療費助成の現物給付が、2019年8月から、小学校卒業まで拡大されることになりました。

9月議会でも、党市議団は、さらに子育て支援の充実を求めて頑張りました。

▼学校給食費の無償化

「子どもの貧困」が深刻化する中で、学校給食費の無償化に取り組む市町村が全国の約2割に上り、全ての子どもを対象にした学校給食費の無償化が急がれています。

鈴木礼子議員は、「子どもの『食のセーフティネット』としても、給食費の無償化を」と求めました。また、給食費の集金を保護者が集める地区集金の廃止を求めました。

▼予防接種助成

神部伸也議員は、小学校卒業まで対象となっているインフルエンザ予防接種助成の対象年齢と補助金額の拡大を求めました。また、「ロタウイルス」と「おたふくかぜ」の予防接種助成の実施も求めました。

▼放課後等デイサービスの通学支援

障がい児が通学するための支援制度がなく、大きな負担となっています。庄子春治、鈴木努の両議員が取り上げ、決算審査では、通学支援を実施している枚方市の例を紹介し、支援制度の創設を求めました。

障害福祉課長は、「枚方市などの事例を参考に、調査研究していく」と答えました。

生活保護

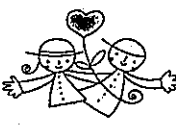
「生活保護は憲法で保障された権利」を明記
必要な方が安心して相談できるように！

神部議員は、生活保護制度について、「なめんなジャンパー事件」

を契機に抜本的な改善を図った神奈川県小田原市の取り組みを紹介しながら、盛岡市での取り組みの改善を求めました。その主な内容は、生活保護制度を知らせるホームページや「保護のしおり」に、生活保護が憲法25条に基づく市民の権利であることを明記すること、生活保護を利用するにあたっての「扶養義務」や「資産の活用」について、誤解を招

く記載を改めることなどを求めました。谷藤市長は、「国が『健康で文化的な最低限度の生活』を保障する憲法25条や生活保護法で定められた制度であることを明記し、より安心して相談いただけるよう、環境を整えたい」と答えました。

また、高橋和夫議員は、国の生活保護世帯へのエアコン設置補助について質問し、合わせて、市独自の対策を求めました。



提案実る！

●学校等のブロック塀の撤去等

学校や公共施設（計13施設）で、建築基準法に適合しないブロック塀の撤去などの費用が補正予算で計上されました。

●市営住宅の管理を改善

市営住宅に関する要望について、「たらいまわし」せず、市でも直接受けつけて対応するよう改善。岩脇住宅について、障子の張り替えや雑草処理など適正に管理し、空き部屋への入居募集を行います。

●学習支援

現在、青山、河南、都南公民館の3カ所で行っている「学習支援」が、さらに4カ所増えました。（松園、上田、飯岡、乙部）

●国民健康保険の医療費助成

党市議団が提案して実現し、さらに改善を求めてきた国保の低所得者への医療費助成事業は、一昨年度に改善が図られ、利用実績が大きく前進しました。

2013年度・8件・約14万4千円
2017年度・35件・約150万円

●事業系ごみ減量

2020年度から、事業者が無料で利用できる資源ごみ回収庫の設置、焼却施設での内容物の検査体制の強化で、さらに事業系ごみ

ごみ処理 広域化

「住民合意」なく「2カ所」に絞る 「広域化」後のごみ減量計画もなし

盛岡市など8市町による「ごみ処理広域化」計画で、盛岡市は新施設建設予定地を事実上2か所にしぼりました。反対の声を無視、説明もなく

2か所は、①盛岡インター付近(上厨川地内)、②都南工業団地付近(手代森地内)です。この地域で開催された「住民説明会」は、対象住民を「半径500m」に限ったやり方で、多くの住民に知らされずに行われました。

さらに、①盛岡インター付近については、昨年隣接する自治会の圧倒的多数の住民が署名した「反対」の要請書が提出されていたにもかかわらず、市は無視したままです。

②都南工業団地付近についても、地域からの説明会の要請も先送りにされ、ようやく開

かれた1カ所の説明会は、建設候補地を2か所に絞ったことを公表してから。「住民合意」には程遠い進め方です。

補助金目当ての「地域計画」
また新施設建設への国の交付金を得るための「循環型社会形成推進地域計画」についても、広域化後の計画はなく、8市町の「分別」や収集方式をどう統一するかの検討を抜きにしたままの「地域計画」となっています。

庄子春治議員と鈴木礼子議員が、一般質問などで質し、住民合意を無視した進め方、広域化後のごみ減量計画もないまま、大型化先にありきという問題点を指摘し、ごみ処理広域化の撤回・見直しを求めました。

LGBT

性の多様性を認める社会を

庄子議員は、自民党国会議員の差別発言について、市長の認識を質問。谷藤市長は「国会議員として配慮を欠いた発言」とのべ、「性の多様性に対する市民の理解促進に向け啓発を進める」「2019年度に『第2次男女共同参画推進計画』を見直し、多様性の相互理解につながる環境整備に努める」と答えました。



→LGBTへの差別や暴力の解消を求めて声を上げる活動たち
9/1 盛岡市西

学校予算

学校予算の増額を! 小中学校にエアコンを!

市は、児童・生徒個人が使用する教材費とは別に、年額2千円〜2千500円をコピー用紙代、印刷消耗品等として保護者から集金しています。鈴木礼子議員は、学校で不足する費用を保護者に押しつけるやり方を改め、学校への配分予算を増額すべきと質しました。

また、老朽プールの改修が大幅に遅れ、この夏に、プールが故障して一時使用できない小学校があったことを指摘し、早期改修を求めました。

鈴木努議員は、小中学校や市立高校へのエアコン設置を求めましたが、教育部長は「まずは教室への扇風機と保健室のエアコン」と答えました。

公共施設

「長寿化計画」ありきではなく 住民の意見をしっかりと聞いて見直しを!

9月議会補正予算には、飯岡農業構造改善センター等5施設(上飯岡児童センター、同分館、飯岡地区公民館、飯岡支所、都南老人福祉センター)を複合化する計画を見直し、児童センターを単独館で建設するための予算が計上されました。

庄子議員は、総務常任委員会の審査で、この見直しで、地域住民の声に基づいて行われたことを評価しつつ、「公共施設の複合化にあたっては、『盛岡市公共施設保有化・長寿化計画』を最優先させず、個々の施設が地域で果たしている役割や地域住民の声を反映させて必要な見直しを行うよう求めました。財政部長は「具体化にあたっては市民の声を反映させながら取り組む」と答えました。

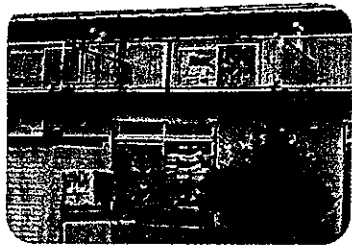


消費税増税は地方財政も圧迫 10%増税は中止に!

2019年10月に消費税10%への増税が狙われていますが、共産党市議団の論戦で、消費税が市財政を圧迫している実態が浮きぼりになりました。

2017年度は、国に治められた消費税から、盛岡市に「消費税交付金」が約56億円配分されました。その増収の影響で「地方交付税」が約46億円減少。実質的な交付金は約9億6千万円でした。一方で、盛岡市も物件費や設備購入費などで消費税を20億円余支払いましたので、差し引きすると10億円余のマイナスです。さらに、消費税増税の時にセットで行われた法人税減税で、盛岡市では約5億9千万円の減収となりました。消費税10%増税は中止をと求めました。

岩脇緑が丘市営住宅 空き家解消と老朽化対策前進



築48年の岩脇市営住宅は84戸のうち4割の35戸が空き住居で老朽化が顕著です。

鈴木議員は、高齢化が進み安全や

環境面で問題があること。老朽化への対応でも指定管理者（寿広）に移行後サービスが後退しているとして改善を求めました。

市建設部長は、空き家は入居可能な住居を選定し募集を行う。破れ障子、雑草などの環境整備は相談しながら進める。入居者からの要望は市としても適切に対応すると答えました。

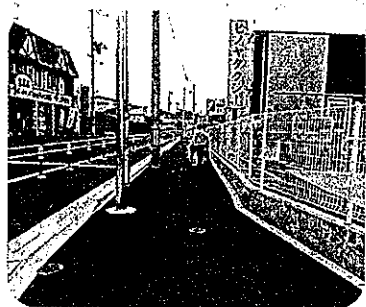
13施設のブロック塀撤去に 6768万円が予算化

大阪北部地震で、ブロック塀の倒壊で小学生の女儿が犠牲になった被害を受け、市内にも建築基準法に適合しないブロック塀等が13カ所確認されました。9月議会で撤去などの費用6768万円が予算化されました。

《対象になった学校》

仁王小（ブロック塀撤去）・山岸小（石積みの高さ調整）・仙北小（ブロック塀撤去等）・厨川小（ブロック塀撤去）・北厨川小（石積みの高さ調整）・下橋中（ブロック塀、レンガ積みの撤去）・河南中（ブロック塀撤去他）・飯岡中（石積みの高さ調整等）。その他に、若園町庁舎・愛宕町庁舎等4カ所の公共施設のブロック塀も撤去されます。

要求 山岸小学校通学路 実現 待望の歩道完成



山岸小学校通学路でもあるヒノヤクシー付近交差点からベル山岸店（踏切付近）までの歩道（110m）が完成しました。

長年の要望だった歩行者の安全が確保され大変喜ばれています。

9月議会で 一般質問



鈴木礼子議員は9月定例議会で、ごみ減量の推進、旧市内中学校給食、放課後児童対策、保育料無償化、岩脇緑が丘市営住宅の老朽化対策について一般質問を行いました。また、議案質疑では小中学校消耗品費の保護者負担や給食費の学校管理の会計問題を取り上げました。

事業系ごみの減量促進 二〇二〇年度より本格化

鈴木議員は、事業系ごみの分別収集の促進を求め、仙台市の取り組み（1年間で9・4%減量）を紹介しつつ市の対応を求めました。市長は、32年度から事業者が無料で利用できる資源ごみ回収庫の設置や焼却施設での内容物検査体制の強化を行い減量促進に努めると答えました。

学童保育なかよしクラブ 老朽対策と将来の整備は

松園小学校プレハブ教室を活用する学童保育なかよしクラブ（在籍児童数38名）は、施設が老朽化し危険な

状態です。

鈴木議員は、緊急措置として閉鎖



中の東昇降口に続く余裕教室を活用するなど安全対策を急ぐべきと質しました。子ども未来部長は、施設は床のゆがみや雨漏りで建物全体の老朽化が進み、根本的な修繕が必要であり関

係部署と協議し早期に対応する。今後の整備は、31年度の小学校大規模改修の基本構想に合わせ、クラブ関係者と協議し手法について検討すると答えました。

保育料無償化で新たな財源 5億4千万円は子育て支援に

31年度10月から消費税10%増税を財源にする幼児教育無償化がスタートします。無償化は歓迎するものの社会保険と消費税をリンクさせることへの問題や待機児童解消や保育士の確保が

より深刻化するなど課題が山積しています。

鈴木議員は、無償化により国が定めた保育料を市が独自に軽減（軽減率34%）している分が新たな財源として発生するとし、これらは引き続き子育て支援のために活用すべきと質しました。子ども未来部長は、無償化で年額5億4千万円の財源が生み出される。若い世代が希望を持って住み続けられるまちづくりを活用したいと答えました。



政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	平成31年1月31日
------	-----	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	90,720	円
支出按分率（※按分が必要な場合）		
政務活動費支出金額	90,720	円

【支払概要】

政務報告に係広報印刷費 1月発行
 @ 6円 × 14,000部 + 送料 = 90,720円

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領収書

No 011251



鈴木礼子 様

¥ 90,720 *

但盛岡市議団ニュース No.328印刷代として
 上記の金額正に領収しました。

内消費税等	6720円
金種	現金
	小切手
	振込
	手形
	相殺

31年 1月 31日



河北印刷株式会社
 〒020-0015 盛岡市本町通2丁目8番7号 Tel. 019-623-4256

※収者印なきものは無効といたします。


お客様コードNo. [REDACTED]

納品書

No. 310010

31年 1月 17日

河北印刷株式会社
 代表取締役社長 菊
 盛岡市本町通
 TEL 019-623-4256 FAX 019-623-9376



鈴木 礼子 様

担当: [REDACTED]

下記の通り納品致しましたのでご査収ください。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
(0043)	盛岡市議団ニュース No.328	14,000	部	6.00	84,000	
				消費税等	6,720	課税対象額 84,000
				合計	¥90,720	

摘要:

--	--

お客様コードNo. [REDACTED]

請求書

No. 310010

31年 1月 17日

河北印刷株式会社
 代表取締役社長 菊
 盛岡市本町通2
 TEL 019-623-4256 FAX 019-623-9376



鈴木 礼子 様

担当: [REDACTED]

下記の通りご請求申し上げます。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
(0043)	盛岡市議団ニュース No.328	14,000	部	6.00	84,000	
				消費税等	6,720	課税対象額 84,000
				合計	¥90,720	

摘要:

--	--

振込先 岩手/本店(普)0628024
北日本/本店(当)2038821

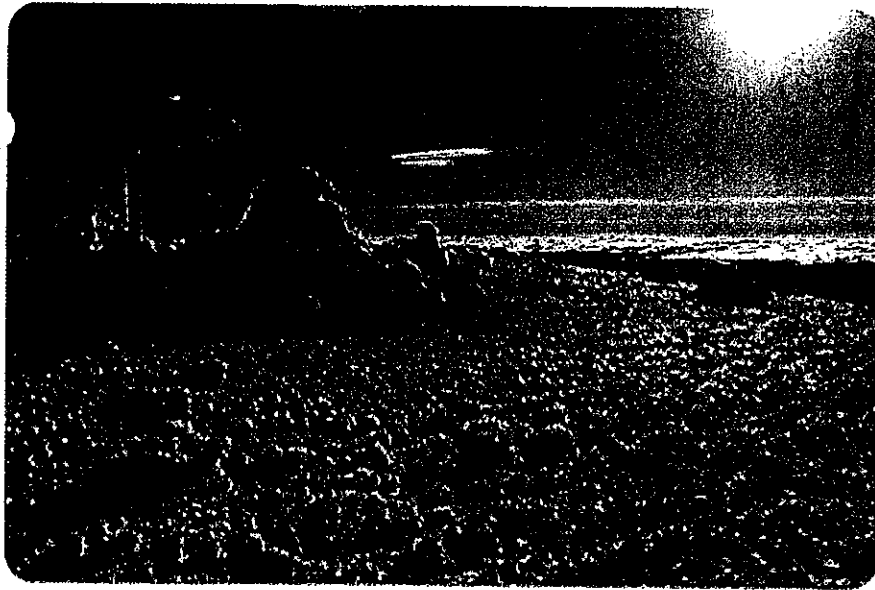
こんにちは

日本共産党
市議会議員

鈴木礼子です

すずきれいこ

市立小中学校・幼稚園と市立高校にエアコン設置へ



希望の年に！ 岩手山頂にて (写真:中山大太郎氏:山岳写真)

市立高校も含め平成31年度中に整備予定

12月議会では、盛岡市立小中学校と幼稚園にエアコンを設置する補正予算(約40億円)が提案され、可決・成立しました。また、市立高校にもエアコンを設置する方針が示されました。
エアコンは、普通教室の他、保健室、校長室、職員室等に設置され、市立高校も含めて平成31年度中に整備を完了する予定となっています。

日本共産党市議団の提案実現！

昨年の9月議会で、日本共産党市議団は、エアコン設置に活用できる国の支援制度を具体的に示して実現を求めました。また、昨年7月の高校生議会で、市立高校の生徒から「エアコンを設置してほしい」と声が寄せられたことを紹介し、市立高校でもエアコンを設置するよう求めていきました。この段階では、市教育委員会は、「教室への扇風機と保健室へのエアコンの、早期の設置に努める」と答えていました。

特別教室、体育館、調理室にもエアコンの設置を！

12月議会で共産党市議団は、エアコン設置に踏み切ったことを評価しつつ、特別教室や学校体育館、給食室へも設置するよう要望しました。特に、体育館については、災害時の避難所にもなっていることから設置を急ぐべきと求めました。

教育部長は、「今後検討したい」と述べるにとどまりました。

日本共産党
盛岡市議団
ニュース

2019年1月 NO.328-1

(発行)
日本共産党盛岡市議会議員団
内丸12-2 盛岡市議会控室
電話651-4111 内 2308
(連絡先) 鈴木礼子事務所
盛岡市東松園2-1-1
TEL:662-3993 FAX:662-3998
E-Mail reiko2164@ybb.ne.jp

共産党市議団のホームページ
<http://jcp-moriokasigidan.c.occo.jp/>

※この広報紙は、政務活動費で作成しています。市政に関するご意見・ご要望を是非お寄せください。

市民が安心して暮らせる制度に改善を！ くらし・地域経済・市財政に悪影響の消費税増税は中止を！

12月市議会
の報告

盛岡市議会12月定例会が、12月4日から21日まで行われました。日本共産党の5人の市議団全員が一般質問に立ち、要求実現、暮らしの制度の改善など求めて頑張りました。また、会派の予算要望では地域要望も含めて、要求実現の提案を行いました。(予算要望は4面をご覧ください。)

国保税

基金が18億8千万円(1世帯当たり5万円)に
子どもの「均等割」の軽減、国保税引き下げを！

国民健康保険税はとて
重く、4人世帯・年収4百
万円(子ども2人で夫婦とも40歳未
満)と比較すると、「協会けんぽ」の保
険料が年額で20万736円なのに對
して盛岡市の国保税は約40万円と2
倍の負担となっています。

一方、盛岡市の国保財政に積み立
てられた「基金」は2018年度末で、
18億8千万円(国保加入世帯当たり
5万円)にもなる見込みです。

鈴木努議員(一般質問)と庄子春
治議員(議案質疑)が、黒字のため込
みである基金の一部を活用し、国保

税の引き下げ、特にも、一人一人の
子どもにも課税される「均等割」の軽
減を求めました。

盛岡市で子ども(18歳未満)の「均
等割」を免除する場合に必要な財源
は約1億1000万円、仙台市で実
施している、子どもの均等割りの「3
割軽減」では3300万円。基金の
一部を活用すれば実現可能です。

谷藤市長は、「将来世代を担う子
どもたちの分も非常に負担が重い。
将来にわたって安定した国保運営を
しつつ、どう工夫できるか、検討させ
ていただきたい」と答えました。

通学支援

盛岡市の実情にあつた制度の創設を！
市はニーズ調査や事業者の参入調査を約束

共産党市議団で視察した大
阪府枚方市では、障がい児の通学支
援を『障がい者総合支援法』に基づい
て行っていますが、狭義の「移動支援」
とは別建てで、「通学支援」に特化し
た事業として実施しています。

鈴木努議員は枚方市の取り組みを
示して、「通学支援が、総合支援法の
『地域生活支援事業』の『移動支援』に
位置づけられており、実施主体が市
町村となっていることから、盛岡市で
も実施は可能だ」と指摘し、地域の実

状にあつた制度の創設
を求めました。

保健福祉部長は、
「まずはどのくらいの
ニーズがあるのか把握
する必要がある」との
べ、放課後等デイサー
ビス事業者や盛岡市自立支援協議会
などから意見を伺い、利用者のニーズ
調査や事業者の参入意欲の調査など
を検討していく意向を示しました。



消費税

市民のくらし・経済を壊し
市財政にも15億円のマイナス

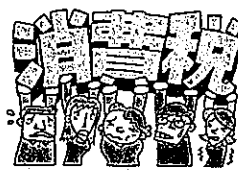
庄子議員は、消費税の

10%への増税について、①市民
生活への影響 ②市内中小企業
への影響 ③市財政への影響に
ついて質問し、谷藤市長に対し
て「消費税増税はきっぱり中止を
求めてほしい」と質問しました。

▼市民一世帯当たり6万2千円の負担増
商工観光部長は「10%への引き上げで市民1
人当たり年間約2万7千円、1世帯当たり約6
万2千円の負担増が見込まれる」と答えました。

▼「赤字企業」が6割 消費税は他の税とは違つ
て「赤字」決算でも支払わなければなりません。
財政部長は「平成29年度、法人市民税の対象
となる8536事業所中、法人税割の課税は3
391事業所で、39.7%」と答弁。市内事業
所の6割が「赤字」となっており、消費税増税
は経営を更に悪くします。

▼市財政にも15億6千万円のマイナス 市財政
への影響について財政部長は「歳入では約10億
円の増が見込まれる一方、歳出における消費税
の負担は約25億6千万円となり、差引15億6千
万円の歳出超過となる」と答えました。
谷藤市長は「安定的な社会保障財源」として
「消費税増税は必要」と答弁しました。



市営住宅

高層階から一階への住み替え
「車いす常用」以外の方も認める

LGBT

「盛岡市男女共同参画推進条例」が年度内に制定へ 性的少数者への理解を促進する内容も検討

鈴木礼子議員は、性同一性障害など性的少数者への一日も早い環境整備と支援施策を求め質問しました。

鈴木議員は、平成30年度中に制定予定の「盛岡市男女共同参画推進条例」について、①日本国憲法の「個人の尊重」と「法の下平等」の理念に基づき、人権尊重と全ての市民が性差別にとらわれず、個性と能力が発揮できる内容にすること ②具体的な「行動計画」では、性的少数者への理解を促進する内容を盛り込むよう求めました。

また、急ぐべき課題として、③公的書類や市への申請書の性別欄を精査し、不要と判断した文書から削除すること、④公共施設のトイレに性別を問わないトイレの整備を行うことなど求めました。



生活保護

ケースワーカーが利用者に寄り添い 職務に専念できる体制の充実を

神部伸也議員は、9月議会に引き続き、「なめんなジャンパー」事件を教訓に、生活保護行政の抜本的改善を図った小田原市の取り組みを紹介し質問。会派視察をふまえて、盛岡市の取り組みの改善を求めました。

その内容は、①市と利用者の架け橋となる「支援課通信」の発行、②ケースワーカーが、法律面で専門の弁護士からアドバイスを受けられる体制づくり、③ケースワーカーが、利用者に寄り添い、職務に専念できる体制の充実などを提起しました。

保健福祉部長は、小田原市の取り組みを参考にしながら研究したいと答えました。



交通政策

デマンドタクシーなどで 地域公共交通網の構築を検討

中心部から離れたところに暮らす高齢者にとって自動車は必要な足となっています。しかし、高齢者の事故が社会問題化するも、免許返納をする高齢者も増えていきます。ところが、利便性が悪いため、結局タクシーに頼らざるを得ず、少ない年金から捻出し、その分生活費が圧迫されているのが実態です。

高橋和夫議員は、こうした現状を示して、市の対策を求めました。

谷藤市長は、「現在策定作業を進めている『地域公共交通網形成計画』の中で、デマンドタクシーなど地域の需要に応じた新たな交通サービスの導入など、誰もが利用しやすい地域公共交通網の構築に向け検討していく」と答えました。

2つの議案に反対

12月議会で日本共産党市議団は、2つの議案に反対し、その他の議案については意見を付して賛成しました。

●マイナンバーカードの再発行手数料を新たに加える条例改正・行政上の都合で割り振った番号の管理を自己責任にするのも認められないと反対。

●市議会議員の期末手当を引き上げる条例改正一般職は、人事院などの勧告に準じたものだが、市議会議員についての根拠は明確でないと反対。

◆「指定管理制度」について

党市議団は、この間、雇用環境の改善を求めてきましたが、改めて、賃金水準の改善の検証を進めるとともに無期雇用への転換制度の周知を求めました。

その内容について、庄子議員の質問に対して「これまで公募によらない住み替えを認める対象を『車いす常用者』に限っていたが、『現に階段昇降に著しい支障をきたしている者』にあらためた」と説明しました。

これまで「公募によらない住み替え」を認める対象を「車いす常用」者に限っていたため、下肢に障害をお持ちで、4階に入居している方が10年間も「一階への住み替え」を応募し、抽選で落選しつづけていました。

庄子議員が、東北の県庁所在都市を調査したところ「車いす常用」に限っているとところはほかにないことが明らかになり、11月に市に対して、現に階段の昇降に不自由していることが明らかかな方も認めるよう要望していました。

**12月議会
一般質問**



鈴木礼子議員は12月定例議会にて、ごみ処理広域化計画、性の多様性を尊重する取り組み、予防接種事業の拡充、学校施設へのエアコン設置、松園地区活動センター長寿化計画、松園小学校大規模改修、学童保育なかよしクラブの安全確保などを取り上げ一般質問を行いました。

**インフルエンザワクチン助成
中学生まで新年度予算で要望**

岩手県保険医協会が行った県内子ども予防接種の助成状況調査によると、おたふく風邪は32市町村のうち10市町村が、ロタウイルスは5市町村が助成。インフルエンザは全市町村が助成を行い、うち5市町村が金額補助を行っています。

鈴木議員は、インフルエンザワクチンは中学生（県内自治体）までの助成が多数であり、市も中学生まで拡大すべきと求めました。

伊勢谷市民部長は「インフルエンザワクチンは新年度予算で要望している。その他の公費助成は、国が定期接種にすべきと全国市長会を通じて提言している」と答えました。

**長寿化計画こそ見直しを
松園活動センター大規模改修**

松園地区活動センターの大規模改修を機に、松園老人福祉センターを移転合築する長寿化計画は、33年度に基本計画、34年度に実施計画を策定予定です。

鈴木議員は、活動センターは現状でも手狭で、機能移転との名目で、なし崩しの

**平成32年度から
松園小大規模改修工事**

鈴木議員は、松園小学校大規模改修に伴う松園児童センターの機能移転計画や老朽化が著しい松園小学校プールの全面改築の見直し、余裕教室を活用する学童保育

に施設縮小を目的にする「長寿化計画」こそ見直しすべきと質しました。

村上保健福祉部長は「地域とスペースの有効な活用方法や、高齢者が使いやすい改修内容など意見交換する」と答えました。

豊岡教育部長は「松園小学校は31年度に実施設計、32年度に大規模改修工事を予定。学校プールの改修は学校大規模改修に合わせて行い、その間、授業に支障がないよう対応する」とし、藤澤子ども未来部長は「なかよしクラブについて緊急避難的に現施設の修繕を行うか、教室を一時的に利用するか検討中であり、クラブ関係者の意見を聞きながら、早急に対応する」と答えました。

**消費税増税に反対し
市民の暮らしを守る予算に！
2019年度予算要望を提出**



柴田副市長（中央）に要望書を提出する共産党市議団

日本共産党盛岡市議団は、昨年12月27日、柴田道明盛岡市副市長に「2019年度盛岡市予算編成に関する

要望書」を提出しました。

要望では、消費税10%増税に反対し、市民の暮らしを守る役割を果たすことを求め、

- ▼子どもの成長
- ▼市民のいのちと暮らしを支える
- ▼安心・安全な生活環境
- ▼地場産業振興
- ▼自然環境の保全
- ▼東日本大震災復興、被災者支援
- ▼憲法遵守の7分野に重点項目として89項目、その他も含め全体で合計219項目を要望しました。

**時代遅れのごみ処理広域化計画は撤回を
追加署名532筆(合計3866筆)提出**



(写真上)

12月26日「県央ブロックごみ処理広域化計画を撤回する会」が、6回目の市長要請を行いました。

要請は、①広域化計画の撤回 ②「覚書」を遵守し現クリーンセンターに新たな処理施設を建設しないこと ③建設対象地域からクリーンセンター隣接地を除外することの3点についてで、応対した藤尾副市長に追加署名532筆（合計3866筆）を添えて行いました。

菅原環境部長は「4カ所の予定候補地については2カ所を優先的に説明会等を行う。松園・上米内地域では『覚書』に基づく協議を予定していたが、進め方について未だに決まっていない。4つに戻るのには難しいと思う」と答えました。

鈴木礼子議員が同席しました。

政務活動費支出簿

使途項目	事務所費
------	------

支出年月日	支出金額	摘要	備考
H30.4.18	24,000 円	事務所家賃(4月分)	月額60,000円のうち、24,000を計上
H30.5.18	24,000 円	事務所家賃(5月分)	〃
H30.6.19	24,000 円	事務所家賃(6月分)	〃
H30.8.28	24,000 円	事務所家賃(8月分)	〃
H30.10.23	24,000 円	事務所家賃(10月分)	〃
H30.11.21	24,000 円	事務所家賃(11月分)	〃
H31.2.19	13,590 円	事務所家賃(2月分)	月額60,000円のうち、13,590を計上
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	157,590 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	平成30年4月18日
------	------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の2	
政務活動費支出金額	24,000	円

【支払概要】

事務所家賃 4月分
契約書 写しのとおり

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

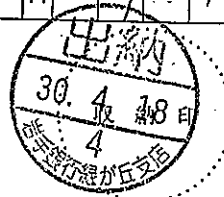
振込金受取書(綴込式)
(兼手数料)

平成 30 年 4 月 18 日			
金額	百万	千	円
		¥ 60 000	
先方銀行	銀行	店	
お預金種目	口座番号		
お受取人	おなまえ		様
ご依頼人			様
[備考]	手数料		円
		¥ 54	

上記の金額正に受取りました。

(取扱店) 岩手銀行
店

(取扱店→依頼人)



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	平成30年5月18日
支出証拠書類の額面金額	60,000 円		
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の2		
政務活動費支出金額	24,000 円		
【支払概要】			
事務所家賃 5月分 契約書 写しのとおり			
領収書等添付欄		<input type="checkbox"/> 別紙に添付	

振込金受取書(綴込式)
(兼手数料)

平成 30 年 5 月 18 日			
金額	百万	千	円
		¥ 60000	
先方銀行	[] 銀行 [] 店		
お預金 受種目	[]	口座 番号	[]
取人 おなまえ	[] 様		
ご依頼人	[] 様		
(備考)	手数料	円	
		¥ 54	

上記の金額正に受取りました。

(取扱店) 岩手銀行

店

(取扱店→依頼人)



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	平成30年6月19日
------	------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の2	
政務活動費支出金額	24,000	円
【支払概要】		
事務所家賃 6月分 契約書 写しのとおり		

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

振込金受取書(綴込式)
(兼手数料)

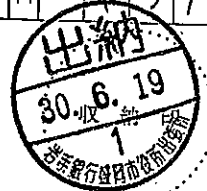
平成30年6月18日

金額	百万	千	円
			¥60000
先方銀行	[REDACTED] 銀行 [REDACTED] 店		
お預金受取人	預金種目	口座番号	[REDACTED]
	おなまえ	[REDACTED] 様	
ご依頼人	鈴木 様		
[備考]	手数料	円	
		¥54	

上記の金額正に受取りました。

(取扱店) 岩手銀行
店

(取扱店→依頼人)



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	平成30年8月28日
------	------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の2	
政務活動費支出金額	24,000	円

【支払概要】

事務所家賃 8月分
契約書 写しのとおり

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

振込金受取書(綴込式)
(兼手数料)

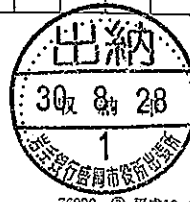
平成 30 年 8 月 28 日			
金額	百万	千	円
		60000	
先方銀行	銀行		店
お預金 受種目	口座 番号		
お取 取人	おなまえ		様
ご依頼人	鈴木礼子		様
[備考]	手数料	¥54	円

上記の金額正に受取りました。

(取扱店) 岩手銀行

店

(取扱店→依頼人)



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	平成30年10月23日
------	------	-----	-------------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の2	
政務活動費支出金額	24,000	円
<p>【支払概要】</p> <p>事務所家賃 10月分 契約書の写しのとおり</p>		

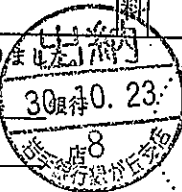
領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

振込金受取書(綴込式)
(兼手数料)

平成 30年 10月 22日	
金額	476,000.00 円
先方銀行	銀行 店
お預金 受種目	口座番号
お受取人 おなまえ	様
ご依頼人	鈴木礼子 様
[備考]	手数料 754 円

上記の金額正に受取りました

(取扱店) 岩手



収納印

(取扱店→依頼人)

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	平成30年11月21日
------	------	-----	-------------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の2	
政務活動費支出金額	24,000	円

【支払概要】

事務所家賃 11月分
 契約書 写しのとおり

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

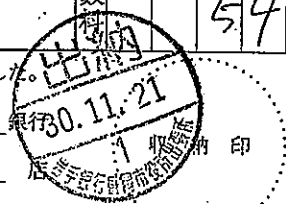
振込金受取書(綴込式)
 (兼手数料)

平成 30 年 11 月 21 日			
金額	百万	千	円
		60	000
先方銀行	銀行	店	
お預金 受種目	口座 番号		
お取 人名			様
ご依頼人	鈴木 礼子		様
[備考]	手数料		円
			54

上記の金額正に受取りました。

(取扱店) 岩手

(取扱店→依頼人)



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	平成31年2月19日
支出証拠書類の額面金額		60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)			
政務活動費支出金額		13,590	円
<p>【支払概要】</p> <p>事務所家賃 2月分 契約書の写しのとおり</p>			
領収書等添付欄			<input type="checkbox"/> 別紙に添付

振込金受取書(綴込式)
(兼手数料)

平成 31 年 2 月 18 日			
金額	百万	千	円
		60000	
先方銀行	岩手銀行		店
お預金 受種目	口座 番号		
お受取 人おなまえ			様
ご依頼人	鈴木礼子		様
[備考]	手数料	59	円

上記の金額正に受取りました。

(取扱店) 岩手銀行
店

(取扱店→依頼人)



建物賃貸借契約書

店舗事務所用

平成24年 4月 1日

物件名 [REDACTED] 貸家

フリガナ 双キ ヴロ

鈴木 礼子 様

管理業者

(1)所在地	岩手県盛岡市東松園二丁目1番1号		
(2)物件	(名称)	[REDACTED] 貸家	(4)使用目的(業種)
(3)種類	事務所		事務所
(5)構造	軽鋼鉄骨造2階建		築年月
	契約面積	80.58㎡	S53.3.14
(6)面積	専用使用面積	㎡	敷地面積
	共有面積	㎡	555.59㎡
	駐車場面積	㎡	
	その他使用可能な面積 (別紙図面添付)	㎡	駐車場No.
(7)契約期間	平成24年 4月 1日より 平成25年 3月31日までの 1年 *ただし、第2条により更新することができる。		
(8)賃料等 (消費税別)	賃料(月額)	60,000円	
			金
			金
(9)支払期日	合計(月額)	60,000円	仲介手数料
(10)支払方法	振込 上記の賃料等は、 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。 に下記の方法により支払うものとする。		
(11)振込先	銀行名	支店名	口座番号
	[REDACTED]		受取名義人
(12)受取人住所	[REDACTED]		
			電話

(13) [緊急連絡先]

氏名

住所

借主との関係

[特記事項]

店舗事務所用建物賃借契約書

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)から(6)に記載する賃借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により賃借借契約(以下「本契約」という。)を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(7)に記載するとおりとする。

第3条 甲又は乙が相手方に対し第16条に定める通知を行わないときは、同一条件でさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

(使用目的)

第4条 乙は、本物件を頭書(4)の目的(業種)にのみ使用する。

(賃料)

第5条 乙は、頭書(8)及び(9)の記載に従い、賃料を支払わなければならない。

第6条 乙は、1ヶ月に満たない期間の家賃は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

第7条 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

- (1) 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合。
- (2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合。
- (3) 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合。

(公租公課)

第8条 本物件に関する公租公課は甲の負担とする。

(共益費)

第9条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費等の維持管理費に充てるため、頭書(8)記載の共益費を甲に支払うものとする。

第10条 前項の共益費は、頭書(9)の記載に従い、支払わなければならない。

第11条 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

第12条 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

(駐車場)

第13条 乙は、駐車場を使用する場合、頭書(10)記載の料金を支払い、甲又は管理人の指定する位置に、甲の承諾を得た自動車のみを駐車しなければならない。

第14条 駐車場内における盗難又は事故等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。(諸費用の負担)

第15条 乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

- (1) 電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物塵芥処理の費用。
 - (2) 町内会費等。
- (敷金)

第16条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(11)に記載する敷金を甲に無利息にて預け入れるものとする。

第17条 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができない。

第18条 甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、乙が故意又は過失により本物件又は付帯設備に加えた損害、別表の修繕項目一覧の費用負担、第8条の諸費用、第25条記載の延滞損害金、損害賠償金その他の本契約から生じるこの債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額の内訳を乙に明示し、敷金から差し引くことができる。

第19条 甲は、前項により差し引いた敷金に不足が生じるときは、乙はこの不足額を直ちに甲に納付しなければならない。

第20条 甲は、第3項により差し引いた敷金に残額があるときは、明渡日から40日以内に乙に返還しなければならない。

第21条 賃料が増額された場合、乙は敷金を補填しなければならない。補填する敷金は、新賃料額を基準に、本契約の頭書(8)に記載する月数分相当額とする。(借主の善管義務)

第22条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を安全に使用しなければならない。

第23条 乙は、自己又はその代理人、使用人、請負人、来店客その他関係者等の故意、過失により、建物及び設備等を故障、破損、滅失させたときは、甲に対し、その賠償をしなければならない。

第24条 乙は、自己又はその代理人、使用人、請負人、来店客その他関係者等が、近隣環境又は共同生活の秩序・平穩を阻害する行為を行い、甲又は本物件の他の賃借人に対し、物的若しくは精神的損害を与えたときは、甲又は本物件の他の賃借人に対し、被った損害を賠償しなければならない。(承諾事項)

第25条 乙は、次の各号のいずれかに該当する行為を行うときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 本物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示しようとするとき。
- (2) 本物件に基づき一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供しようとするとき。
- (3) 建物を第3条の使用目的以外に使用するとき。
- (4) 本物件の増築、改築、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行うとき。
- (5) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (6) 階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示するとき。
- (7) 本物件内に居住し、又は人を居住させるとき。
- (8) 犬猫等の動物の他、猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育するとき。
- (9) 本物件出入口の鍵を交えるとき。
- (10) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けようとするとき。

(禁止事項)

第26条 乙は、本物件の使用に当たり、次に列示するものの外、一切の危険行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為をしてはならない。

- (1) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (2) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

(届出事項)

第13条 乙又は連帯保証人は、次のいずれれかに該当するときは、直ちにその旨を、甲に届出なければならぬ。

- (1) 引続き1ヶ月以上本物件を使用しなくなるとき、又は現に使用していないとき。
- (2) 乙の住所、商号、代表者その他商業登記事項に変更が生じたとき、又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他に変更が生じたとき。
- (3) 連帯保証人が破産、民事再生、死亡又は解散、会社更生の適用を受けたとき。
- (4) 建物及び設備が破損又はその恐れが生じたとき。

(修繕義務)

第14条 本物件の本体及び本体の欠陥に基づく屋根、外壁、柱、基礎等の主要構造部の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障又はそのおそれのある場合は、甲は自己の費用負担において修繕をするものとする。

2. 甲及び乙は、前項に定める主要構造部以外の部分について、別表に定める修繕項目一覧の負担区分に従い、本物件に関する修繕義務を負い、その費用を負担するものとする。
3. 乙は、第1項及び第2項の要修繕箇所を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い、甲又は乙は、第1項及び第2項の負担区分に従い、それぞれ修繕するものとする。
4. 前項の通知を怠り又は乙の負担において修繕すべき修繕を遅延したことによつて本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部又は全部を賠償しなければならない。
5. 第1項の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、乙が損害を受けても、甲の責めに帰すべき事由が認められる場合を除き、甲はこれを負担しない。ただし、乙が以上の損害を防止し、又は損害を少なくするため、自らが甲の費用負担において応急修繕を行う場合は、甲に連絡のうえ、必要最小限の範囲内において修繕するものとする。
6. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、乙の故意又は過失に基づく事由による修繕、及び乙所有の造作、設備に対する修繕は乙が全額の費用を負担するものとする。

(内装造作諸設備工事)

- 第15条 本契約後、乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は付属物件の新設、撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ、乙は書面により、甲の承諾を得なければならぬ。
2. 前項の内装造作又は付属物件の新設等によつて不動産取得税が発生した場合若しくは固定資産税が新たに増加した場合の税額は乙の負担とする。
3. 第1項の工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに關し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。
4. 乙が甲の承認を得て施した建具・その他造作・模様替え等は本契約終了の場合においては、乙の甲に対する買取請求権はこれを放棄することを承認し直ちに当該物件の撤収の費用を負担し、別表の修繕項目一覧にある費用負担義務を負うものとする。
5. 乙が甲の承諾を得ずして、前項の改造等の行為をなした場合には、このために生じた損害の賠償責任はもちろぬ、別表の修繕項目一覧にある費用負担義務を負う。

(解約予告)

第16条 甲又は乙は、本契約の更新を拒絶し、又は解約しようとする場合、次の各号に従つて、相手方に書面をもつて通知しなければならない。

- (1) 甲においては、更新拒絶するに於いて正当事由があり、かつ、本契約終了日前6ヶ月以上の猶予期間をおくこと。
 - (2) 乙においては、退去日(建物の明渡し日)前3ヶ月以上の猶予期間をおくこと。
2. 前項第2号の規定にかかわらず、乙は、解約申込日から3ヶ月分の賃料等相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。
3. 前項の場合、1ヶ月に満たない期間の賃料等相当額については第4条第2項及び第6条第3項により算出するものとする。

(契約の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれれかに該当したときは、甲は、催告その他の法定手続きによらず、直ちに本契約を解除できる。

- (1) 乙が賃料、共益費等の支払いを滞りし、その滞り額が2ヶ月分に達したとき。
- (2) 前号に該当しない場合であっても、乙が賃料、共益費等の支払いをしはばし遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められるとき。
- (3) 本契約の各条項に違反したとき。
- (4) 喫煙及び共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為を反復したとき。
- (5) 本物件又は共同施設等を故意に滅失又は破損させたとき。
- (6) 入居申込書及び本契約書に虚偽の記載をしたことが発覚したとき。
- (7) 第13条第1号の届出義務を怠り、1ヶ月以上の長期にわたり所在不明となつたとき。

(暴力団等の排除)

第18条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができる。乙は本物件を直ちに明け渡さなければならない。この場合、甲は、乙の事前事後の同意を得ることなく、電気、水道、ガスの供給停止、本物件の施錠交換等の乙の本物件の使用を禁止する措置をとることができることを、乙はあらかじめ承諾した。

- (1) 乙又は乙の代表者、本物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。
- (2) 乙又は乙の代表者、本物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員を反復継続して出入りさせたとき。
- (3) 乙に家宅捜索等警察の介入を生じさせる行為があったとき。
- (4) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度、首動によつて、他の入居者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

(契約の消滅)

第19条 天災、地震、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、又は都市計画等により、本物件が取用又は使用を制限され、賃貸借を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅する。

(行方不明の場合の措置)

第20条 第17条第7号の場合において、甲又は乙の連帯保証人は、乙の緊急連絡先、親族等の乙の關係者に通知のうえ、本物件に残置された乙の什器、備品、物品等を適宜な方法により任意の場所に保管することができるものとする。その後、1ヶ月を経過しても引取人のないときは、乙は一切の権利を放棄したものと見て、甲又は乙の連帯保証人において処分し債務に充当しても乙は異議のないものとする。なお、これに要するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

(明渡し及び原状回復等)

第21条 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を明け渡さなければならぬ。この場合において、乙が故意又は過失により本物件又は付帯設備に加えられた損傷部及び別表の修繕項目一覧に定められた修繕は、乙の費用負担において補修を実施したうえで甲に明け渡さなければならぬ。

2 乙は、前項の明渡しをすときは、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約における本物件の明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。

- (1) 乙及び使用者すべての退去。
- (2) 乙が本物件内に搬入したすべての什器、備品、物品等の搬出。
- (3) 本物件内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去、処理。
- (4) 第22条に規定する諸費用精算の完了及び鍵の返還。

4 乙が退去予定日を経過しても前項の行為を完了しない場合は、次の各号に掲げる損害金を支払わなければならない。

- (1) 退去予定日より本物件明渡し完了にいたるまでの間、毎月本契約の頭書(8)記載の賃料等の合計額の2倍に相当する損害金。
- (2) 明渡し遅延により損害を受けた次期テナント等に対する損害金。
- 5 乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求をすることはできない。
(諸費用の精算)

第22条 乙は、本契約の終了にあたり、自己が使用した電気代、上下水道代、ガス代、電話代について精算をしなければならない。

2 乙は、第9条第1項に定める敷金の返還を受けるにあたって、前項に掲げる費用の領収書の写しを事前に甲に提出しなければならない。

(立入り)

第23条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することができない。

3 解約申入れ後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

4 甲は、火災、地震、漏れ、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の事前の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に通知しなければならない。

(損害保険等の加入)

第24条 甲は、本契約の建物と付属設備に対し、甲の費用において、時価を保険金額とする火災保険に加入しなければならない。

2 乙は、火災、漏水、ガス爆発等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故が発生させた場合のために賠償責任特約付の店舗総合保険又は共済会等の保障に加入しなければならない。

3 乙の故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、甲はその損害を前項の保険金によって補填し、補填できない部分については別途請求できる。
(延滞損害金)

第25条 乙は、本契約から生じる金銭債務(家賃、共益費等)の支払いを遅延したときは、乙は甲に対し日歩10銭(1万円につき1日10円)の割合による延滞損害金及び遅延した月数に応じて1ヶ月当り

3千円の割合による督促請求手続費用を支払わなければならない。

(連帯保証人)

第26条 乙は、連帯保証人を立てるものとし、連帯保証人は、乙と連帯して、法定更新、合意更新にかかわらず本契約が存在する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。

2 乙は、連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は連帯保証人として適当でない甲が認められたときは、乙は甲の請求に従い、直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

3 本契約期間中、甲乙の合意により、本契約の内容等に変更が生じた場合、甲は連帯保証人に対して通知を行わなければならない。

(乙から連帯保証人への委任)

第27条 乙は、次の各号のいずれかの場合が生じた場合には、甲との間で本契約の解除、並びに、本物件の明渡しに関する一切の権限を、連帯保証人に対してあらかじめ委任する。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不服を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

(1) 乙が賃料等の支払いを3ヶ月以上滞納し、甲が催告を行うもその支払いをしない場合。

(2) 乙が甲への届出をせずして所在不明のまま60日以上経過したとき。

(3) 乙に破産、民事再生、会社更生等の経済的破綻の状況、もしくはそれぞれが生じ、本契約の継続が困難となったとき。

(4) 乙の死亡により乙の相続人が特定できない等本契約の継続が困難となったとき。

2 乙は、本契約が存続する間は、甲の事前の了解がない限り、前項の委任を解除しない。

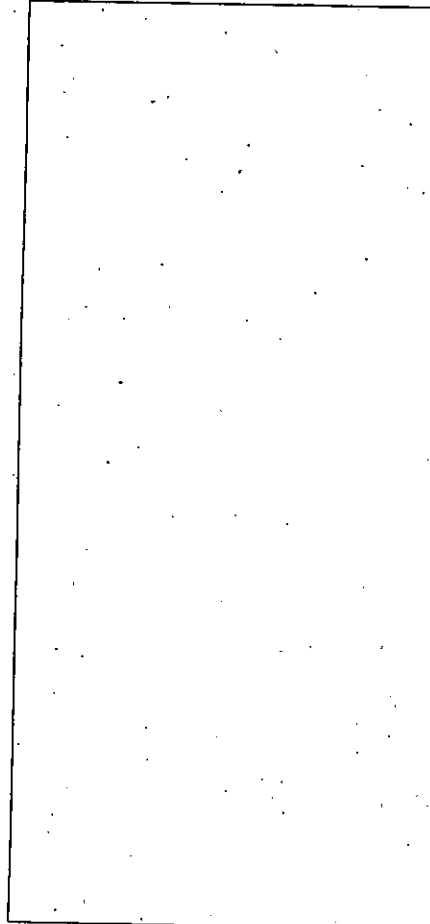
3 第1項の連帯保証人への委任は、乙の死亡又は乙の死亡により乙の相続人が特定できない場合にあっても終了しない。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を、本物件所在地の管轄裁判所と定める。
(協議)

第29条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)



この契約の締結を証するため 本契約書 式 通を作成し 当事者記名押印の上、
甲乙各々通を保有する

平成24年 4月 1日

甲 (貸主) 住 所
氏 名

乙 (借主) 現住所
フリガナ
氏 名

勤務先社名
勤務先所在地

連帯保証人 住 所
氏 名

勤務先社名
勤務先所在地

連帯保証人 住 所
氏 名

勤務先社名
勤務先所在地

媒介業者 岩手県知事免許 (1) 第2336号

岩手県盛岡市北松園四丁目4番3号

松園不動産相談室株式会社

取引主任者登録番号 (岩手) 第2797号
取引主任者氏名 藤澤 大祐



媒介業者

取引主任者登録番号
取引主任者氏名

岩手県盛岡市北松園三丁目27-6

フリガナ
鈴木 権子



自宅TEL 019-662-4519
会社TEL 019-657-4111

岩手県盛岡市北松園四丁目2-2



自宅TEL
会社TEL



